

令和7年1月31日  
四国電力送配電株式会社

## 託送供給等約款の認可について

当社は、令和6年11月29日、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に託送供給等約款の変更に係る認可申請を行いました。

経済産業省の審査を経て、本日、経済産業大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。

なお、今回認可された託送供給等約款の実施時期は、令和7年4月1日となります。

- 参考資料

[託送供給等約款の変更認可申請について（令和6年11月29日 お知らせ済み）](#)

以 上

令和6年11月29日  
四国電力送配電株式会社

## 託送供給等約款の変更認可申請について

当社は、本日、電気事業法第18条第1項<sup>\*1</sup>の規定にもとづき、「託送供給等約款<sup>\*2</sup>」の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の申請では、国の審議会における議論等を踏まえ、以下の内容について見直しを行います。

### 1. 主な変更内容

#### (1) 災害時における特別措置の規定

第72回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和6年3月29日開催）において、令和7年4月1日までに災害時の特別な措置を託送供給等約款等において規定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

#### (2) 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの導入

第52回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和5年6月21日開催）において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」といいます。）における費用負担について、系統増強を希望した発電事業者の負担を基本とした上で、混雑緩和プロセスによる系統増強が一般送配電事業者の計画している設備更新と同調できるなど、一般送配電事業者の受益と評価できる部分については、一般負担として控除する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

また、第69回広域系統整備委員会（令和5年8月9日開催）において、混雑緩和プロセスにかかる手続き、開始検討料やプロセス参加者に求める保証金について、従来の一括検討プロセスと同等に設定する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

#### (3) その他供給条件の見直し

##### ・ 系統連系受電サービスにおける制限中止割引の廃止

電力・ガス取引監視等委員会第100回制度設計専門会合（令和6年8月27日開催）において、令和7年3月31日をもって系統連系受電サービスにおける制限中止割引を廃止する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

- ・ **F I P 併設蓄電池の系統充電拡大にともなう系統連系受電サービス料金の取扱い**  
第 6 9 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和 6 年 9 月 3 0 日開催）において、令和 7 年 4 月を目途に、令和 5 年度以前に新規認定を受けた F I P 電源に併設される蓄電池に対する系統充電を可能とする整理がなされたことを踏まえ、当該蓄電池において系統充電した電気の逆潮流分（kW）に対して、系統連系受電サービス料金を申し受けることを供給条件に反映しました。
- ・ **翌々日計画の提出**  
第 8 0 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（令和 4 年 1 2 月 2 6 日開催）において、需給ひっ迫時における情報発信の重要性の高まりから、令和 7 年度以降、翌々日断面において 4 8 点での広域予備率を算出・公表することに伴い、翌々日計画について新たに 4 8 点での計画を提出する整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。
- ・ **グリッドコードの見直し**  
第 1 7 回グリッドコード検討会（令和 6 年 7 月 3 1 日開催）において、逆潮流のある火力発電設備の最低出力を多くとも 3 0 % 以下に抑制するために必要な機能を具備する対策を行うなど系統連系技術要件について整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

## 2. 実 施 日

令和 7 年 4 月 1 日を予定しています。

## 3. 添 付 資 料

[託送供給等約款変更認可申請書](#)

※ 1 : 電気事業法第 1 8 条第 1 項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※ 2 : 小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。

以 上